

Press Release

平成 23 年 9 月 9 日

【照会先】

①主な要求項目について

大臣官房会計課

課長補佐 駒木 賢司（内線 7153）

企画係長 宮邊 香奈（内線 7105）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3595)2081

②復興に向けたロードマップについて

災害対策本部

課長補佐 若林 健吾（内線 2065）

主査 高橋 彰（内線 2083）

（代表電話）03(5253)1111

（直通電話）03(3503)6045

報道関係者 各位

①平成 23 年度厚生労働省第三次補正予算（案）の主な要求項目について

②復興に向けたロードマップについて



平成23年度厚生労働省第三次補正予算(案)の主な要求項目

I 東日本大震災に係る復興支援

第1 地域における暮らしの再生 2,333億円

【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】

1 地域医療提供体制の再構築	720億円
2 地域包括ケアの再構築	119億円
3 地域の「絆」の再構築等	202億円
4 障害福祉サービスの再構築	20億円
5 子育てサービスの再構築	16億円

【医療機器創出を通じた東北地方の再生】

1 東北発の革新的医療機器創出・開発促進事業の実施	43億円
---------------------------	------

【被災者の健康確保】

1 被災者の健康の確保	29億円
2 被災者の心のケア	28億円

【復旧への追加的支援】

1 被災施設の災害復旧等	628億円
2 被災者等への支援	527億円

第2 原子力災害からの復興 4.3億円

第3 今後の災害への備え 267億円

II 復興・円高対応のための雇用対策

1 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援	1,510億円
2 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援	2,000億円
3 震災や円高の影響を受けた者への就職支援	242億円
4 ハローワークの機能・体制強化	16億円
5 職業訓練の拡充等	156億円
6 労働者の労働条件の確保等	78百万円

※ この他、

- ・基礎年金国庫負担2分の1のための所要額の繰り入れ
- ・B型肝炎訴訟の給付金等の支払いのための基金の設置
- ・「子どもに対する手当の制度のあり方について」に基づく補正減額

【計数は調整中のため、変動があり得る。】

I 東日本大震災に係る復興支援

第1 地域における暮らしの再生

2, 333億円

【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】

被災地域の暮らしを再生し、少子高齢社会のモデルとなるよう、医療・福祉サービスの提供体制と地域コミュニティを再構築する。

1 地域医療提供体制の再構築（地域医療再生基金の積み増し（被災3県）） 720億円

地域医療に甚大な被害を受けた地域において、切れ目なく医療サービスの提供を行う新たな体制を構築するため、被災3県が策定する医療の復興計画に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

① 医療機関等の再整備

以下のような観点から民間を含む被災医療機関等の再整備を進め、医療機能の分化、集約・連携による医療提供体制の強化・効率化を図る。

- ・ 機能強化を行う病院と後方支援病院として機能する病院との機能分化
- ・ 診療所の在宅当番医制への参加
- ・ 在宅医療の連携拠点となる医療機関（在宅療養支援病院・診療所）の整備等による在宅医療の推進 など

② 医療機関相互の情報連携の基盤整備

③ 医師、看護師等の人材の確保 など

2 地域包括ケアの再構築（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し（被災県））

119億円

日常生活圏で医療・介護等のサービスを一体的・継続的に提供する「地域包括ケア」の体制を整備するため、被災市町村が策定する復興計画等に基づく以下の事業に対して財政支援を行う。

① 地域包括ケアの拠点整備等

小規模の特別養護老人ホーム・グループホーム等に加え、在宅サービス等を行う拠点を整備 など

② 介護等のサポート拠点の整備

長期化する避難生活による高齢者等の日常生活を支えるため、当面必要となる、介護等のサポート施設（応急仮設住宅における総合相談、高齢者等の活動支援等を包括的に提供）を整備する。

3 地域の「絆」の再構築等（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の積み増し（全国）） 202億円

地域において「絆」やつながりを再構築し、高齢者、障害者、生活に困窮している方等の生活を支えるため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ・ 「社会的包摂」を進めるための地域の取組支援
（NPO 法人等による巡回訪問による状況把握や見守り等の支援）
- ・ 「生活再建サポーター」の配置等による被災生活保護受給者への個別支援
など

4 障害福祉サービスの再構築（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県）） 20億円

被災地の障害福祉サービス事業所において、引き続き安定したサービスの提供を行うことができるよう、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ①障害福祉サービス復興支援拠点（仮称）を整備し、以下の支援等を実施
 - ・ 障害者就労支援事業所の業務受注の確保及び流通経路の再建の取組
 - ・ 障害者自立支援法・児童福祉法に基づく新体系サービスへの移行
 - ・ 発達障害児・者のニーズに応じたサービス等の提供
- ②居宅介護事業所等の事業再開に向けた施設整備 など

5 子育てサービスの再構築（安心子ども基金の積み増し（被災県）） 16億円

被災地における保育所等の復興に当たり、子ども・子育て新システムにおいて目指す方向を視野にいれ、子育てサービスを総合的・一体的に行う基盤を整備・強化できるよう、被災市町村が策定する復興計画に基づく以下の子育て関係施設の複合化、多機能化を行う場合に重点的な財政措置を行う。

- ・ 認定こども園、地域子育て支援拠点などの合築による複合化
- ・ 通常の保育に加え、延長保育、病児等一時預かりなども行う多機能化

【医療機器創出を通じた東北地方の再生】

革新的な医療機器の創出を通じて、医療イノベーションと東北地方の地域経済の再生を図る。

1 東北発の革新的医療機器創出・開発促進事業の実施（地域医療再生基金の積み増し（被災3県））

43億円

東北地方の強みを活かした革新的な医療機器の創出を通じて、企業誘致及び雇用創出を図り、東北地方の地域経済活動を再生するため、税制措置や薬事規制の緩和措置等を組み合わせた「復興特区」構想を推進する。（経済産業省とも連携）

- ・ 被災3県の企業・大学・医療機関の連携による臨床試験等について財政支援（5年間）

【被災者の健康確保】

被災者の方々の心とからだの健康を確保する。

1 被災者の健康の確保（介護基盤緊急整備等臨時特例基金の積み増し（被災県））

29億円

仮設住宅等での生活の長期化等による健康状態の悪化を防ぐため、以下の事業に対して財政支援を行う。

- ・ 仮設住宅への巡回保健指導、栄養・食生活指導
- ・ 潜在保健師等の活用による人材確保
- ・ 自治体等の関係者が集まる連絡協議会による健康支援策の策定 など

2 被災者の心のケア（障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し（被災3県）等）

28億円

被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、以下の事業に対して財政支援を行う。

①被災者の支援

- ・ 心のケアの必要な方に対する保健所等を中心とした相談対応
- ・ 看護師等による仮設住宅等へのアウトリーチ（訪問支援） など

②心のケアを支援するための拠点整備

- ・ 心のケアセンター（仮称）（心のケアの支援拠点）の設置（被災県）
- ・ 全国的な拠点としての「災害時心のケア研究・支援センター（仮称）」の設置

【復旧への追加的支援】

被災地の復旧等を図るため、一次補正予算等の措置に加えて追加的に必要となる支援を行う。

1 被災施設の災害復旧等

628億円

①被災施設の災害復旧等（一次補正の追加財政措置等）

各種施設の災害復旧を引き続き進めるため、医療施設、社会福祉施設、保健衛生施設、水道施設等の施設整備等について所要の追加財政措置等を行う。

②被災した生活衛生関係事業者への支援（一次補正の追加財政措置等）

（株）日本政策金融公庫の行う貸付期間の延長等の優遇の実施に必要な利子補給の資金を追加出資する。

また、店舗の再建が困難な生活衛生関係事業者の支援を行う。

2 被災者等への支援

527億円

①災害救助法による災害救助（一次補正の追加財政措置）

災害救助法の規定に基づき、被災県からの応援要請により、他の自治体が被災者を受け入れるなどの救助に要した費用について所要の追加財政措置を行う。

②生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金の確保

被災者の方々に対する生活福祉資金の貸付や母子寡婦福祉資金に必要な原資の確保を行う。

③国民健康保険の保険者等への支援

被災者の方々の固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）の収入の減少に対する保険者への財政支援等を行う。

④介護福祉士等修学資金貸付金の確保

被災地の福祉・介護人材を確保するため、被災学生に対する介護福祉士等修学資金の貸付に必要な原資の確保を行う。

⑤社会福祉施設職員等の退職手当共済の確保

被災地の社会福祉施設職員等の退職手当の支給に必要な財政支援を行う。

原子力災害からの復興に向けて、暫定規制値に代わる新たな規制値の設定を行うとともに、東京電力福島第一原発での緊急作業に従事する方々の健康管理対策などを進める。

①食品中の放射性物質の規制値の設定等

食品中の放射性物質の安全対策を強化するため、現在の暫定規制値に代わる新たな規制値を設定することとし、それに伴う食品の汚染状況や摂取状況の調査等を行う。

②東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策

東京電力福島第一原発における緊急作業に係る被ばく防護措置等について立入調査等による適切な指導を行うとともに、緊急作業従事者に係る被ばく線量等管理データベースの運用及び健康相談窓口の設置を行う。

③さい帯血公開検索システムの機能強化等

被ばく等による造血機能の障害に対して有用な治療法のさい帯血移植を迅速に提供できる体制を整えるため、日本さい帯血バンクネットワークの「さい帯血公開検索システム」の機能強化を行う。

今後の災害への備えを図るため、全国における耐震化等の防災対策を推進する。

①医療施設等の防災対策の推進（医療施設耐震化基金の積み増し（全国）等）

- ・ 災害の発生時にも医療を継続して提供できるよう、災害拠点病院等の耐震化整備に対して財政支援を行う。
- ・ 災害拠点病院等の自家発電設備等の整備や、災害派遣医療チーム（DMAT）が携行する通信機器等の整備に対して財政支援を行う。

②医療施設等への融資

（独）福祉医療機構の災害拠点病院等に対する貸付利率等の優遇の実施に必要な利子補給等の資金を追加出資する。

③社会福祉施設等の防災対策の推進（社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金の積み増し（全国））

災害時に避難することが困難な方が多く入所する施設の安全確保のため、耐震化整備に対して財政支援を行う。

④国の施設等の耐震化等

国の施設等について耐震化整備等を図る。

⑤健康情報の共有システムの整備

災害時に早期かつ効果的に保健活動を実施するため、被災者の健康情報を国と地方公共団体等の間で共有するためのシステム整備を行う。

⑥（社）日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化

携帯電話による受信や地図情報も含んだ配信等ができるよう、被災した人工透析患者及び受け入れ医療機関の状況の把握等ができるシステムの機能強化を行う。

Ⅱ 復興・円高対応のための雇用対策

被災地の本格的な復興を支えるとともに、急激な円高による雇用への影響等に対応するため、被災地等の雇用を創出し、就業支援や職業訓練の拡充のほか、適正な労働条件の確保を行う。

1 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援（「重点分野雇用創造事業」の基金の積み増し（被災県）） 1,510億円

①被災地での安定雇用の創出

被災地の本格的な雇用の復興を図るため、産業施策の観点から、国や地方自治体の補助・政策金融等の対象となり、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業において、被災者を雇用する場合に支援を行う「事業復興型雇用創出事業」を創設する。

②被災地での雇用モデルの創造

被災地での全員参加・世代継承型の雇用創出を推進するため、高齢者から若者への技能伝承、女性・障害者等の活用など雇用面でのモデル性があり、将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を地方自治体が民間企業・NPO等に委託して実施する「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業」を創設する。

2 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援（「重点分野雇用創造事業」の基金の積み増し（全国）） 2,000億円

被災者を含めた震災及び円高の影響による失業者の雇用の場を確保し生活の安定を図るため、都道府県又は市町村による直接雇用又は民間企業・NPO等への委託による雇用を創出する「震災等緊急雇用対応事業」を実施する（震災対応事業の拡充・延長）。

3 震災や円高の影響を受けた者への就職支援

242億円

①雇用調整助成金等の拡充

- ・ 円高により事業縮小を行う企業の雇用維持努力を支援する「雇用調整助成金」について、最近3か月としている生産量等の確認期間を1か月に短縮する等の要件緩和を行う。
- ・ 被災者雇用の更なる促進を図るため、「被災者雇用開発助成金」について、被災者を10人以上雇い入れる事業主に対して奨励金の上乗せを行う。

②新卒者等の就職支援（「緊急人材育成・就職支援基金」の積み増し（全国）等）

- ・ 震災や円高の影響を受けた新卒者等の就職支援のため、卒業後3年以内の被災既卒者を雇用した場合の奨励金の支給を延長等するとともに、ジョブサポーターの増員を図る。
- ・ 被災地において、就職面接の機会を継続的に提供する。

③障害者の就職支援

- ・ 実習型雇用支援事業の対象となる被災障害者について、被災地の企業での実習期間終了後に正規雇入れをした場合の「正規雇用奨励金」を拡充する。
- ・ 被災地の「障害者就業・生活支援センター」について、きめ細かな就業支援等を行うために、就業支援担当者等を追加配置するとともに、被災地の「地域障害者職業センター」について、障害者の職場適応を容易にするジョブコーチ等の増員を行う。

④長期失業者の就職支援

- ・ 被災地等における長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者を対象として、民間職業紹介事業者への委託によるキャリアコンサルティングや就職支援セミナー等を実施する。

⑤農林漁業者の就労支援

- ・ 農林漁業者の就労促進を図るため、被災地等のハローワークに設置している「農林漁業就職支援コーナー」の体制強化等を行う。
- ・ 中高年齢の農漁業者の就労を支援するため、被災地の農業法人等が雇用する農漁業者に対し更なる職業知識の取得のための講習費用の支援を行う。

⑥復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善

- ・ 被災地の中小建設事業主が行う教育訓練や雇用管理改善の取り組みに対して支給する助成金について助成率の引き上げ等を行う。
- ・ 合宿形式による失業者向け短期集中の建設技能訓練に対する支援を行う。

4 ハローワークの機能・体制強化

16億円

- ・ 被災地のハローワークについて、被災地以外からの職員の派遣により、窓口体制の強化を図る。
- ・ ハローワークにおいて、復旧事業の受注企業等に対する積極的な求人開拓、被災者に対する適切な職業訓練への誘導や訓練修了後の担当者制による支援等を行う。

5 職業訓練の拡充等

156億円

①公的職業訓練の拡充

被災地の復旧・復興に必要な人材や、環境・エネルギー分野等の成長分野における人材育成を進めるとともに、急速な円高による雇用への影響も考慮し、公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練規模等を拡充する。

②キャリア形成促進助成金の拡充

被災地の復旧・復興や、急速な円高の影響を受けた企業の新たな事業展開に資する能力開発を行う事業主に対して、「キャリア形成促進助成金」の助成率の引き上げ等を行う。

③成長分野等人材育成支援事業の拡充

- ・ 円高による雇用の海外流出の防止を図るため、成長分野の事業主が、成長分野以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、必要な職業訓練を行う場合に、OJTも含め助成を行う。
- ・ 大学院等における先進的、高度な教育訓練により、地域の産業の高度化や新産業創出を担う中核人材を育成する中小企業事業主に対して、授業料及び住居費等の助成を行う。

6 労働者の労働条件の確保等

78百万円

被災地域での労働条件に関する労使からの相談に対応するため、労働基準監督署の体制を強化する。

※ その他

- ・ 1次補正で震災復興のために転用された平成23年度基礎年金国庫負担2分の1のための所要額の繰り入れ
- ・ 厚生労働省における基金の剰余金の返納等による、B型肝炎訴訟の給付金等の支払いのための基金の設置 ※所要の法律案を臨時国会に提出予定
- ・ 「子どもに対する手当の制度のあり方について」（平成23年8月4日付け民主党、自民党及び公明党の幹事長及び政調会長による合意。）に基づく補正減額

I 東日本大震災に係る復興支援

第1 地域における暮らしの再生

項 目	担当部局課室名
【医療・福祉サービス・コミュニティの再生】	
1 地域医療提供体制の再構築	医政局指導課（内2557） 医政局看護課（内4173） 医政局研究開発振興課（内2684）
2 地域包括ケアの再構築	老健局高齢者支援課（内3928） 老健局振興課（内3934）
3 地域の「絆」の再構築等	社会・援護局（社会）地域福祉課（内2857） 社会・援護局（社会）保護課（内2824）
4 障害福祉サービスの再構築	障害保健福祉部障害福祉課（内3035）
5 子育てサービスの再構築	雇用均等・児童家庭局総務課（内7830）
【医療機器創出を通じた東北地方の再生】	
1 東北発の革新的医療機器創出・開発促進事業の実施	大臣官房厚生科学課（内3805） 医政局経済課、医政局研究開発振興課（内2585）
【被災者の健康確保】	
1 被災者の健康の確保	健康局総務課保健指導室（内2398） 健康局総務課生活習慣病対策室（内2396）
2 被災者の心のケア	障害保健福祉部精神・障害保健課（内3059）
【復旧への追加的支援】	
1 被災施設の災害復旧等	
①被災施設の災害復旧等	医政局指導課（内2550） 医政局医事課（内4125） 医政局歯科保健課（内2583） 医政局看護課（内4173） 医政局国立病院課（内2613） 健康局総務課指導調査室（内2322） 健康局水道課（内4026） 雇用均等・児童家庭局総務課（内7830）
②被災した生活衛生関係業者への支援	健康局生活衛生課（内2437）
2 被災者等への支援	
①災害救助法による災害援助	社会・援護局（社会）総務課災害救助・救援対策室（内2819）
②生活福祉資金や母子寡婦福祉貸付金の確保	雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（内7892） 社会・援護局（社会）地域福祉課（内2857）
③国民健康保険の保険者等への支援	保険局国民健康保険課（内3256）
④介護福祉士等修学資金貸付金の確保	社会・援護局（社会）福祉基盤課（内2845）
⑤社会福祉施設職員等の退職手当共済の確保	社会・援護局（社会）福祉基盤課（内2866）

第2 原子力災害からの復興

項 目	担当部局課室名
① 食品中の放射性物質の規制値の設定等	食品安全部基準審査課（内2482）
② 東京電力福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策	労働基準局安全衛生部労働衛生課（内5496）
③ さい帯血公開検索システムの機能強化等	健康局疾病対策課臓器移植対策室（内2363）

第3 今後の災害への備え

項 目	担当部局課室名
①医療施設等の防災対策の推進	医政局指導課（内2551）
②医療施設等への融資	医政局総務課（内2520） 社会・援護局（社会）福祉基盤課（内2866）
③社会福祉施設等の防災対策の推進	社会・援護局（社会）福祉基盤課（内2864）
④国の施設等の耐震化等	大臣官房厚生科学課（内3812） 雇用均等・児童家庭局家庭福祉課（内7887） 社会・援護局（援護）援護課（内3425） 障害保健福祉部企画課施設管理室（内3083）
⑤健康情報の共有システムの整備	健康局総務課保健指導室（内2398）
⑥（社）日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化	健康局疾病対策課（内2355）

Ⅱ 復興・円高対応のための雇用対策

項 目	担当部局課室名
1 被災地の本格的な雇用復興のための産業政策と一体となった雇用機会創出への支援	
①被災地での安定雇用の創出	職業安定局地域雇用対策室（内5846）
②被災地での雇用モデルの創造	職業安定局地域雇用対策室（内5846）
2 震災及び円高の影響による失業者の雇用機会創出への支援	職業安定局地域雇用対策室（内5846）
3 震災や円高の影響を受けた者への就職支援	
①雇用調整助成金等の拡充	職業安定局雇用開発課（内5873、5792）
②新卒者等の就職支援	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課若年者雇用対策室（内5333）
③障害者の就職支援	職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課（内5783）
④長期失業者の就職支援	職業安定局首席職業指導官室（内5771）
⑤農林漁業者の就労支援	職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室（内5850）
⑥復興工事に従事する建設労働者の教育訓練・雇用改善	職業安定局雇用開発課建設・港湾対策室（内5803）
4 ハローワークの機能・体制強化	職業安定局総務課公共職業安定所運営企画室（内5713） 職業安定局首席職業指導官室（内5771）
5 職業訓練の拡充等	
①公的職業訓練の拡充	職業安定局派遣・有期労働対策部企画課（内5273） 職業能力開発局能力開発課（内5924）
②キャリア形成促進助成金の拡充	職業能力開発局育成支援課（内5938）
③成長分野等人材育成支援事業の拡充	職業安定局雇用開発課（内5805） 職業能力開発局育成支援課（内5931）
6 労働者の労働条件の確保等	労働基準局監督課（内5556） 労働基準局勤労者生活課（内5363）

※

項 目	担当部局課室名
基礎年金国庫負担2分の1のための所要額の繰り入れ	年金局総務課（内3646） 年金局年金課（内3336）
B型肝炎訴訟の給付金等の支払いのための基金の設置	健康局結核感染症課（内2092）
「子どもに対する手当の制度のあり方について」に基づく補正減額	雇用均等・児童家庭局育成環境課子ども手当管理室（内7913）

復興に向けたロードマップについて

《目次》

- 医療の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 介護の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
- 公衆衛生の復興・・・・・・・・・・・・・・・・P7
- 食品の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・P10
- 地域福祉の復興・・・・・・・・・・・・・・・・P12
- 障害児・者支援の復興、心のケア・地域精神医療の充実・・・・P14
- 子ども・子育ての復興・・・・・・・・・・・・P18
- 雇用の復興・・・・・・・・・・・・・・・・・・P20
- 労働者の労働条件・安全衛生等の確保・・・・・・・・・・・・P22



平成23年9月9日
厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

医療の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
予算措置以外
予算措置
(23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
医療提供体制の再構築	(1) 医療施設の整備	避難所等への医療提供 当面の医療機能の確保 ※現地点で復旧 新たな医療提供体制への再編 ※全壊病院を中心に機能の集約、連携等を検討(県等との調整) 仮設診療所等の整備 医療施設等の復旧整備 医療提供体制の再編 (病院の被災状況) ・全壊10箇所 ・一部損壊290箇所 ※被災3県の21/23二次医療圏で発生 在宅医療の推進	23① 約50箇所(7月26日時点) ※基準額を超える部分などについては、地域医療再生基金を活用 23① 一次補正不足分の追加 23③ 地域医療再生基金の積み増し 被災県による医療分野の復興計画(8月下旬以降、順次) 23② 医療機関の二重ローン救済 利率の引き下げ等(約500件の融資実績) 23③ 被災地向け在宅医療連携拠点事業(地域医療再生基金の積み増し分)の実施 ※24年度も実施(箇所数は未定)	仮設診療所等の役割は、仮設住宅への入居状況、医療機関等の復旧・復興に伴い、終息へ 建物解体、診療機能は、復旧する医療機関などへ引継ぎ	○病院・病床機能の分化・強化、集約、連携 ○「急性期、亜急性期、回復期リハ」、「在宅医療」という医療機能の切れ目のない連携の下に、入院期間の短縮と在宅医療への流れを推進
	(2) マンパワーの確保	当面の被災地の医療従事者の確保 被災地での医療従事者の育成・確保(中期的) 医療チームの派遣 被災地での人材確保・流出防止策	関係団体、都道府県等から派遣 被災者健康支援連絡協議会も活用 23① 重点分野雇用創造事業の活用 23③ 地域医療再生基金(22年度補正)の活用 23 地域医療支援センター 岩手・福島に設置(23年度) ※短期的には、重点分野雇用創造事業と地域医療再生基金を併用することで人材確保・流出防止策を実施 中長期的には、地域医療支援センターが中心となって、地域医療再生基金も活用しながら安定的な人材を確保		○地域医療支援センターを拠点として、偏在を解消しつつ、地域における医療従事者を育成・確保 ○チーム医療の推進により、医師の業務負担を軽減しつつ、質の高い医療サービスを効率的に提供
	(3) 診療情報の整備	診療情報共有の基盤整備	診療情報の共有化 23③ 情報連携基盤の整備(全壊等により医療機能が大きく低下した地域を対象(箇所数は未定)) ※医療提供体制復興のための基金のメニューとして位置付け (注)情報基盤整備については、セキュアなネットワークを確保しつつ整備		○医療機関における情報化を推進し、医療機関間の切れ目のない連携を実現
	(4) 災害医療体制の整備	●被災3県以外も含む 災害時の拠点の整備、耐震強化等	医療施設等の防災対策の推進 災害医療等のあり方検討 2011.07～検討会開催(年内目途でとりまとめ) 23③ 耐震化基金の積み増し・衛星電話の整備等		○東海、南海、首都圏直下型等の災害も想定した全国の災害医療体制を整備

(注) 全国の災害拠点病院618箇所(被災3県は33箇所)

医療の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
 予算措置 (23…23年度当初、24…24年度当初、
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

医療提供体制の再構築			一次・二次補正	三次補正以降	24年度以降～	復興基本方針等
	(5) 一部負担金及び保険料の免除等		被災者に対する配慮			○被災者が安心して保健・医療等を受けられるよう、環境整備を進める。
	一部負担金及び保険料の免除等	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の制定				
	保険者への財政支援	23①				
	(6) 診療報酬の特例措置		被災地の医療機関等に対する配慮			○被災者が安心して保健・医療等を受けられるよう、環境整備を進める。
算定要件の緩和	当面の間、実施。					
加算措置	補助金や補償との役割分担を踏まえ、改定時まで検討。					

医療の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

(1) 医療施設の整備

- まず仮設診療所等の整備、医療機関等の復旧等により当面の医療機能を確保した上で、次に都道府県のプランづくりとそれに対する支援等をとおして中長期的な医療提供体制の再編を図る(8月下旬以降、被災県の復興計画の中で具体化)。具体化に当たっては、復興の主体である県、関係市町村等の打ち出す方向性について、国が助言し、調整を進める。その際、全半壊した医療機関のすべてを単に復旧するのではなく、医療機能の集約・連携、在宅医療の推進等の方向性を踏まえ、新たな医療提供体制のモデルとなるような形での復興を目指す。

(2) マンパワーの確保

- 関係団体等からの医療チームの派遣(各県内での対応を基本へ)や被災地からの人材流出防止に向けた取組により当面の被災地の医療従事者を確保。中長期的には、地域医療支援センター、地域医療再生基金を活用し医師の地域偏在の解消も考慮しながら、被災地における医療従事者の育成・確保を進める。

(3) 診療情報の整備

- ネットワークの安全性を確保しつつ、情報連携基盤を整備することにより診療情報の共有化を進めもって医療機関間の連携を推進する(全壊により医療機能が大幅に低下した地域を対象)。

(4) 災害医療体制の整備

- 災害に強い地域医療体制の検討(災害拠点病院の在り方を含む。)を行い、個々の医療機関の耐震性の強化と合わせて、首都圏直下型等の災害も想定した全国の災害医療体制の整備を進める。

(5) 医療復興に向け、県・市町村及び国が協働して、街づくりの在り方等地域の実情に即した医療提供体制の在り方を検討し、各県にて、8月下旬以降、順次復興計画を策定し、復興後の具体像とスケジュールを明らかにしていく。

(6) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

- 住宅が全半壊等した方、主たる生計維持者が死亡又は行方不明の方、原発の事故に伴う政府の避難指示等の対象となっている方などは、被災地以外の市町村に転入した場合を含めて、医療機関に一部負担金等の自己負担を支払わずに受診することができることとしている。(来年2月末まで。入院時食事療養費等の標準負担額の免除措置については、来年2月末までの間で別途定める期限までの間(当初は8月末までを予定していたが、9月以降も当面、実施)。)

(7)保険料の免除等

- 震災により、従業員に対する報酬の支払いに著しい支障が生じている事業所等や、主たる生計維持者の住宅が全半壊等した世帯等の保険料の減免、徴収猶予及び納期限の延長を実施。

(8)保険者への財政支援

- 一部負担金の免除や、保険料の減免を行った保険者への財政支援措置を実施。

(9)医療機関等への配慮

- 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できることとしている。
- また、被災者の方を数多く受け入れた医療機関等については、医療法上の許可病床数を大幅に超過して入院患者を受け入れた場合や、看護師の配置基準を満たさなくなった場合、入院患者の平均在院日数が基準を超えることとなった場合であっても、入院料の減額措置を行わないこととしている。

補正予算等での対応

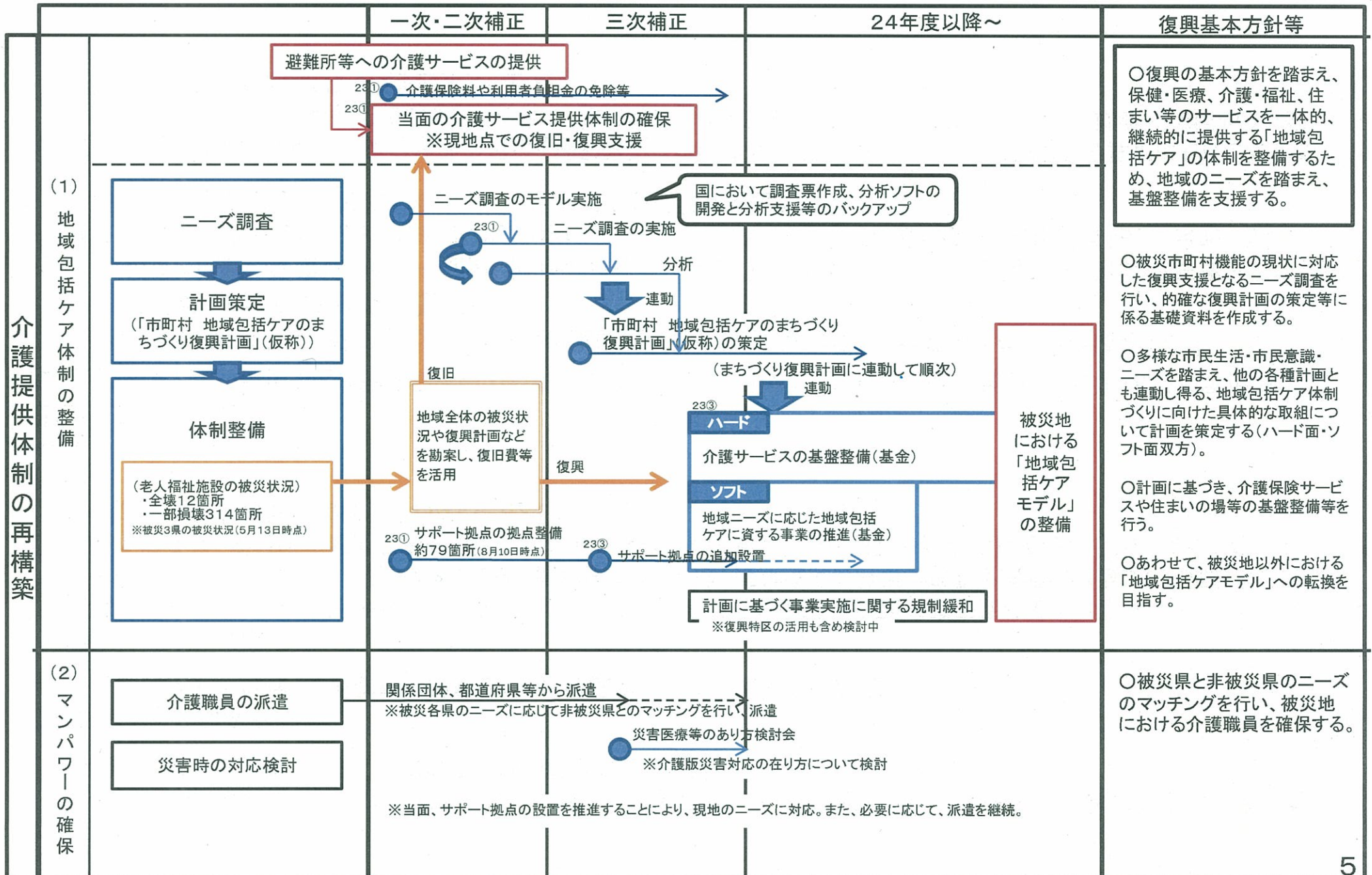
- 一次補正、二次補正では仮設診療所等の整備、医療機関等の復旧など、当面の医療機能の確保を進めた(約50箇所)。
- また、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、一次補正及び事務連絡により、医療保険制度においても前述の措置を実施。

★○ 三次補正では医療機関等の復旧や医療従事者の確保など当面の医療機能の確保に加え、都道府県による医療分野の復興計画の実現のための地域医療再生基金の積み増しをするなどにより、情報連携基盤を整備・活用しながら、効果的・効率的な医療提供体制の再構築を進めるとともに、医療機関等の防災対策を進める。

- 被災地における診療報酬の算定要件の更なる緩和措置については、事務連絡により、入院基本料の算定における看護配置基準の緩和などを9月上旬に実施したところ。また、被災地における診療報酬の加算措置について、補助金や補償との役割分担を踏まえて、財源も含めて改定時まで検討。

介護の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
予算措置以外
予算措置
(23...23年度当初、24...24年度当初、23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)



介護の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

(1) 地域包括ケア体制の整備:

- 当面の対応としては、避難所等への介護サービスの提供や他施設への受け入れ等により介護サービス提供体制を確保する。
- 中長期的には、
 - ① 国のバックアップの下、津波により被害を受けた市町村においてニーズ調査を実施
ア) モデル事業による先行実施。
イ) モデル事業の検証結果を踏まえて調査票等を標準化し、残りの被災市町村で統一的な手法による調査を実施(一次補正による支援)。
 - ② 調査結果を活用し、地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組について、津波により被害を受けた各市町村において復興計画案を策定し、地域住民へ提示。(「市町村 地域包括ケアのまちづくり復興計画」(仮称)。ハード面・ソフト面双方)
 - ③ 復興計画に基づき、介護保険サービスや住まいの場等の基盤整備等を行う。(三次補正による支援)。あわせて、計画に基づく事業実施に関する規制緩和についても検討する。

(2) マンパワーの確保:

- 短期的には、被災各県のニーズに応じて非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣。
- 当面の対応としては、サポート拠点の設置を推進することにより、現地のニーズに対応。また、必要に応じて、派遣を継続。

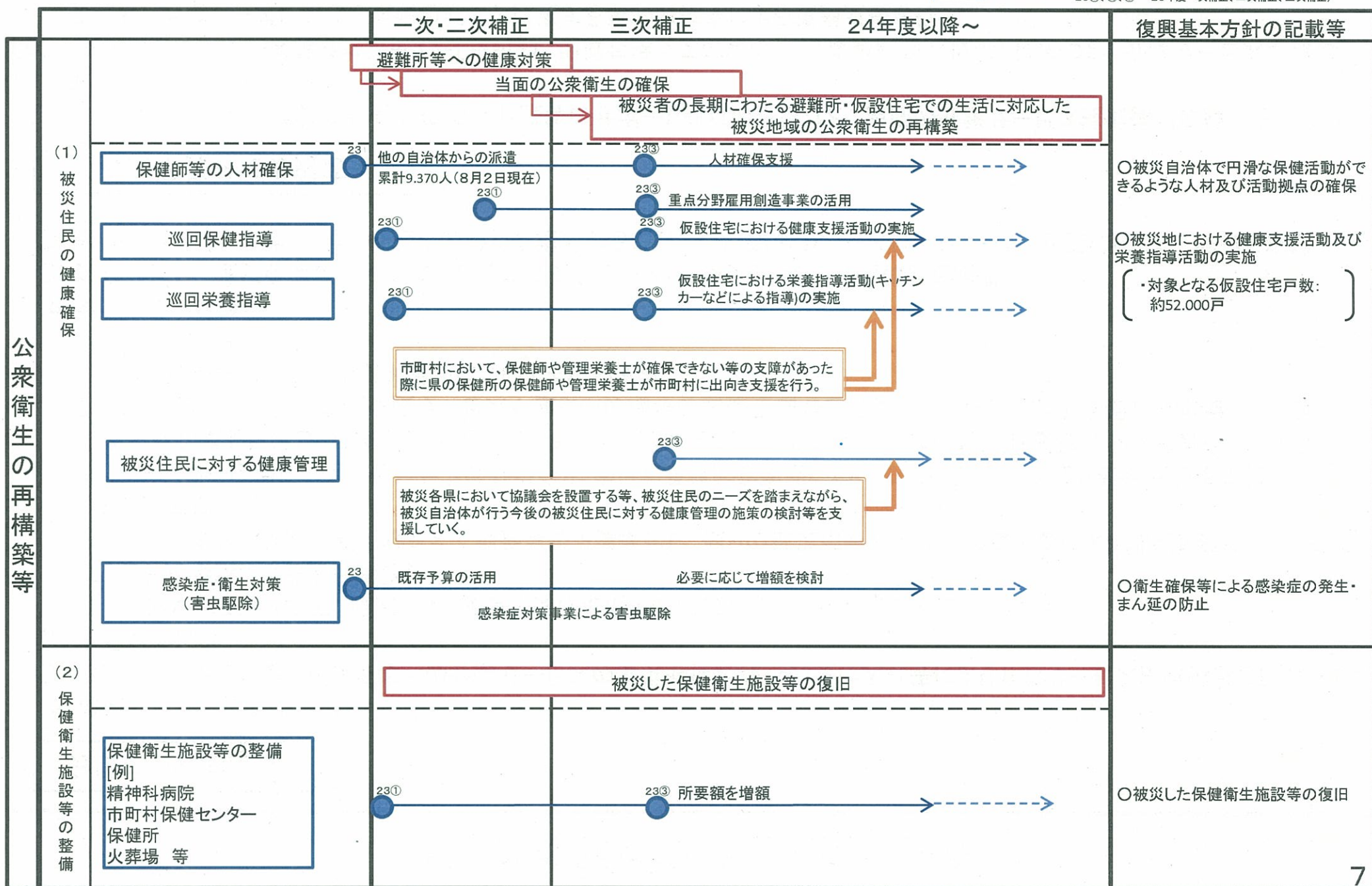
補正予算等での対応

- 一次補正では老人福祉施設等の復旧や介護等のサポート拠点の推進など、当面の介護サービス提供体制の確保を進めた。

- ★○ 三次補正ではニーズ調査を踏まえた「市町村 地域包括ケアのまちづくり復興計画」(仮称)に基づき、介護サービス基盤の整備や、地域ニーズに応じた地域包括ケアに資する事業の推進による復興支援を行う。

公衆衛生の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標 予算措置以外
 予算措置 (23...23年度当初、24...24年度当初、
 23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)



公衆衛生の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
予算措置以外
予算措置
(23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針の記載等
公衆衛生の再構築等	(3) 緊急時の対応強化	災害に対応できるネットワークの構築・情報の共有の推進			
	透析医療の確保	23	23③ ネットワークの強化	→	○被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保
	健康情報の共有化		23③ 健康管理システムの構築等	→	○被災者の健康情報の共有化による健康支援等
	さい帯血供給体制	23	23③ ネットワークの強化	→	○災害時のさい帯血供給体制の整備
(4) 生活衛生関係営業業者の支援	被災地域の生衛業の再生支援				□コミュニティの再生のためには個人事業者や商店等の復興が重要である。
	補助金	23	23③ 所要額を増額	→	○補助金を活用した地域再生の支援
	融資	23①	23③ 期限の延長、所要額を増額	→	○被災営業業者の融資による再生支援
	(例) 理容業・美容業 クリーニング業	東日本大震災復興特別貸付等による支援			
(5) 水道施設の復旧	水道の耐震化・広域化による災害に強いインフラ作り				□上下水道の耐震化及び複数の水道施設の連結等による広域化を推進する。
	復旧	23①	23③ まちの復興にあわせて復旧・整備 被災地での耐震化・広域化	→	○津波により家屋等が流出した地域(約4.7万戸)の水道の復興
	耐震化・広域化	23		→	○単純復旧だけでなく、耐震性の高い水道施設への整備

公衆衛生の再構築等に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

(1) 被災住民の健康確保:

被災地の避難所・仮設住宅等の生活者を中心に強く求められている健康管理、食事・栄養管理、衛生管理への支援を行っていく。具体的には、巡回保健指導や巡回栄養指導を行い、さらに被災自治体が行う被災住民に対する今後の健康管理施策の検討を進め、被災住民の健康確保を図る。保健師等の人材確保にあたっては、他の自治体からの派遣だけでなく、重点分野雇用創造事業を活用し、被災自治体で円滑な保健活動ができるよう人材及び活動拠点の確保を図る。また、既存予算(感染症予防事業費)を活用し、感染症の発生・まん延防止をすることにより、被災地における衛生確保を行う。

(2) 保健衛生施設等の整備:

精神科病院、保健所、火葬場などの保健衛生施設等の施設及び設備の災害復旧により、保健衛生、公衆衛生等の確保を図る。

(3) 緊急時の対応強化:

透析医療の確保や災害時のさい帯血移植体制の整備などについてネットワークの強化や被災者の健康情報共有化を図ることにより、災害における緊急対応の強化を進める。

(4) 生活衛生関係営業者の支援:

短期的には補助金等を活用し、訪問理・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の一日も早い事業再開を支援する。中長期的には、東日本大震災復興特別貸付による資金繰り支援や事業用施設の復旧・整備支援などにより生活衛生関係営業者の自立への支援を進める。

(5) 水道施設の復旧:

被災地の復興にあわせて復旧・整備を進める。あわせて被災地での耐震化・広域化を図り、災害に強いインフラ作りを推進する。

補正予算等での対応

○ 一次補正、二次補正では水道施設や精神科病院、保健所・市町村保健センターなどの保健衛生施設の復旧や、東日本大震災復興特別貸付を行う日本政策金融公庫に対する財政基盤強化のための出資を行った。

★○ 三次補正では水道施設や精神科病院、保健所・市町村保健センターなどの保健衛生施設の復旧に加え、被災地における公衆衛生の再構築や生活衛生関係営業者への支援、災害時の緊急対応の強化をすすめる。具体的には、保健所・市町村保健センターの復旧、巡回保健指導・巡回栄養指導に必要な公衆衛生専門職種の確保支援及び被災自治体が行う被災住民に対する健康管理施策の検討の支援を行い、被災者の健康不安の解消や適切な栄養指導などを実施する。生活衛生関係営業者に対しては、東日本大震災復興特別貸付の拡充や訪問理・美容キットの配布、仮設の共同利用施設を活用したクリーニング工場の運営支援などきめ細かい自立への支援を行う。災害時の緊急対応の強化については、日本透析医会災害情報ネットワークシステムや日本さい帯血バンクネットワークなどの機能強化を行う。

食品の安全確保に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
予算措置以外
予算措置
(23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		一次・二次補正	三次補正	24年度以降～	復興基本方針等
食品中の放射性物質に係る安全対策の推進	(1) 自治体による検査への支援	自治体による放射性物質の検査への支援	自治体による放射性物質の検査の適正かつ円滑な実施 ・近隣の研究機関等での検査実施の支援 ・国(国立医薬品食品衛生研究所)が流通食品を買い上げて検査し、自治体の検査を検証 ・牛肉の出荷制限が一部解除された各県における安全管理体制や出荷管理体制の確保を支援 － 簡易測定機器の要件の設定 － 自治体による検査計画・出荷計画の策定支援		○ 自治体において、食品中の放射性物質の検査が適正かつ円滑に行われるよう各種の支援を実施
		国の研究機関等での検査体制の強化	厚生労働省所管施設での測定機器整備(3ヶ所) 23② 放射能モニタリング強化のための経費を二次補正予算に計上(文部科学省一括計上、厚生労働省分1億円)		
	(2) 規制値の設定とフォローアップ	暫定規制値設定(3月17日) ※原子力安全委員会により示された指標値	規制値の設定と長期的フォローアップ ・食品安全委員会の評価書や薬事・食品衛生審議会、放射線審議会、放射性物質汚染対策顧問会議等の意見を踏まえ、暫定規制値に代わる規制値を設定 ・新たな規制値については、平成24年度以降、その有効性等を継続的に検証するため、食品の汚染状況や摂取状況に関するフォローアップ調査を行う予定。		○ 食品安全委員会の評価書を踏まえ、内閣官房の放射性物質汚染対策顧問会議等の専門家の意見も聞きつつ、暫定規制値に代わる規制値を設定
		規制値の設定と長期的フォローアップ	調査、データ収集、解析等 23③		

10

原子力災害による食品中の放射性物質への対応方針

分野ごとの考え方

原子力災害対策本部、農林水産省、文部科学省及び消費者庁等の関係省庁と連携しながら、以下の取組みを推進する。

(1) 地方自治体による検査への支援

- 地方自治体による検査結果を集約し、暫定規制値を超えなかったものも含め、迅速に公表。
- 食品の検査に関して、近隣の研究機関等での検査実施の支援を行っているほか、牛肉の検査については、簡易測定機器の要件の設定や各県における検査能力に応じた出荷計画の策定支援を行い、出荷制限が一部解除された各県における安全管理体制や出荷管理体制の確保を支援。

(2) 食品の放射性物質の規制値の検討とフォローアップ

- 当面の対応として、原子力安全委員会の示した指標値を食品の放射性物質に関する暫定規制値として設定。これを上回る場合は、原子力災害対策本部の決定に基づき、出荷制限の指示等を実施。
- 内閣府の食品安全委員会による評価書(8月下旬まで実施したパブリックコメントを踏まえ、最終調整中。)や薬事・食品衛生審議会、放射線審議会、放射性物質汚染対策顧問会議等の意見を踏まえて、今後、食品中の放射性物質の規制値を設定する。
- 規制値の検証のため、継続的に放射性物質の摂取量の調査等のフォローアップを実施。

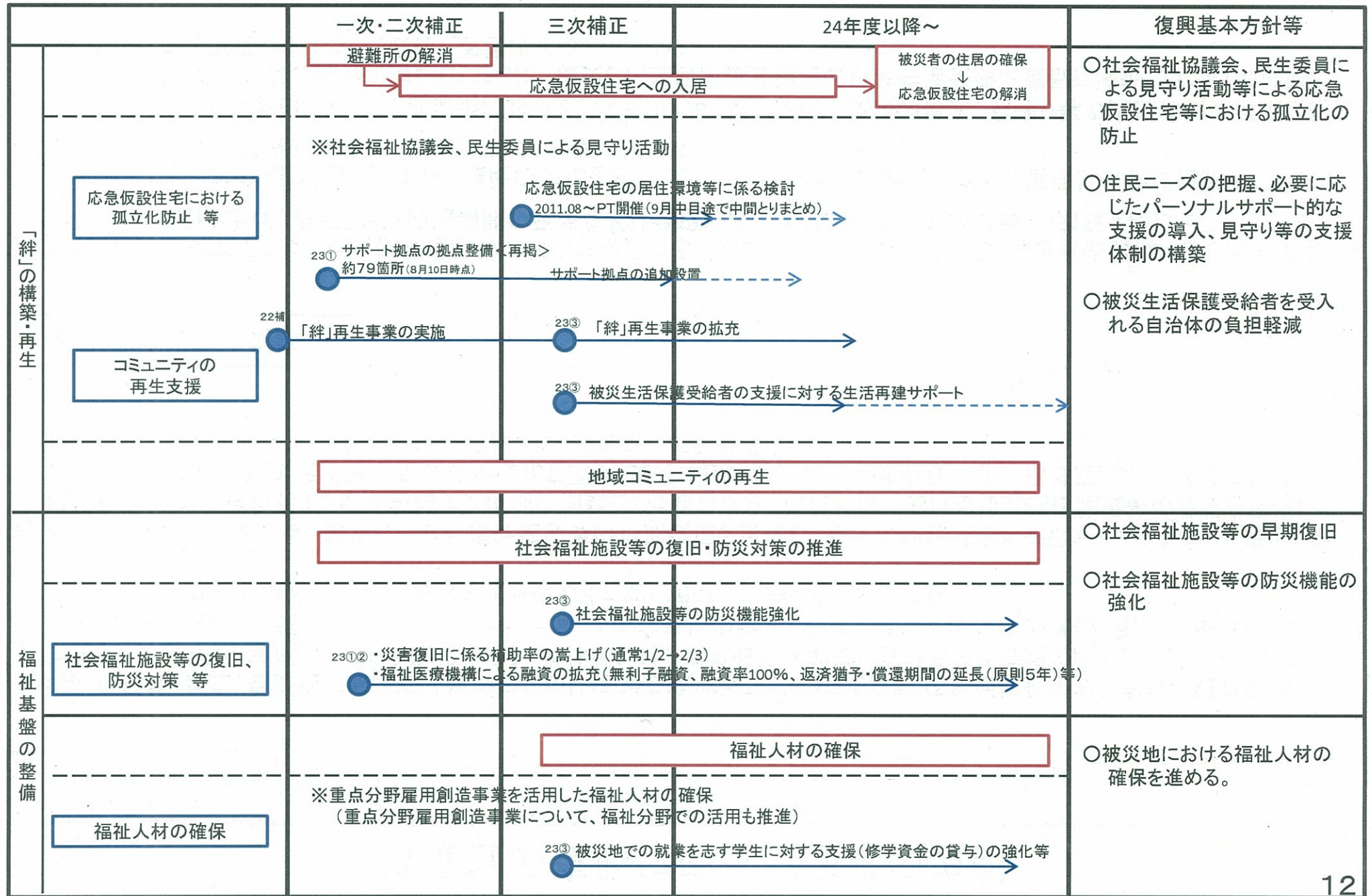
補正予算等での対応

- 二次補正では、検疫所及び国立試験研究機関での検査体制の強化を図るため、検査機器の整備を行うための必要な経費を計上し、都道府県等への支援の一層の向上を図った。

- ★ ○ 三次補正では、暫定規制値に代わる規制値の設定に向けた必要な調査等を実施するための経費を計上している。

地域福祉の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
 予算措置以外
 予算措置
 (23...23年度当初、24...24年度当初、
 23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)



地域福祉の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

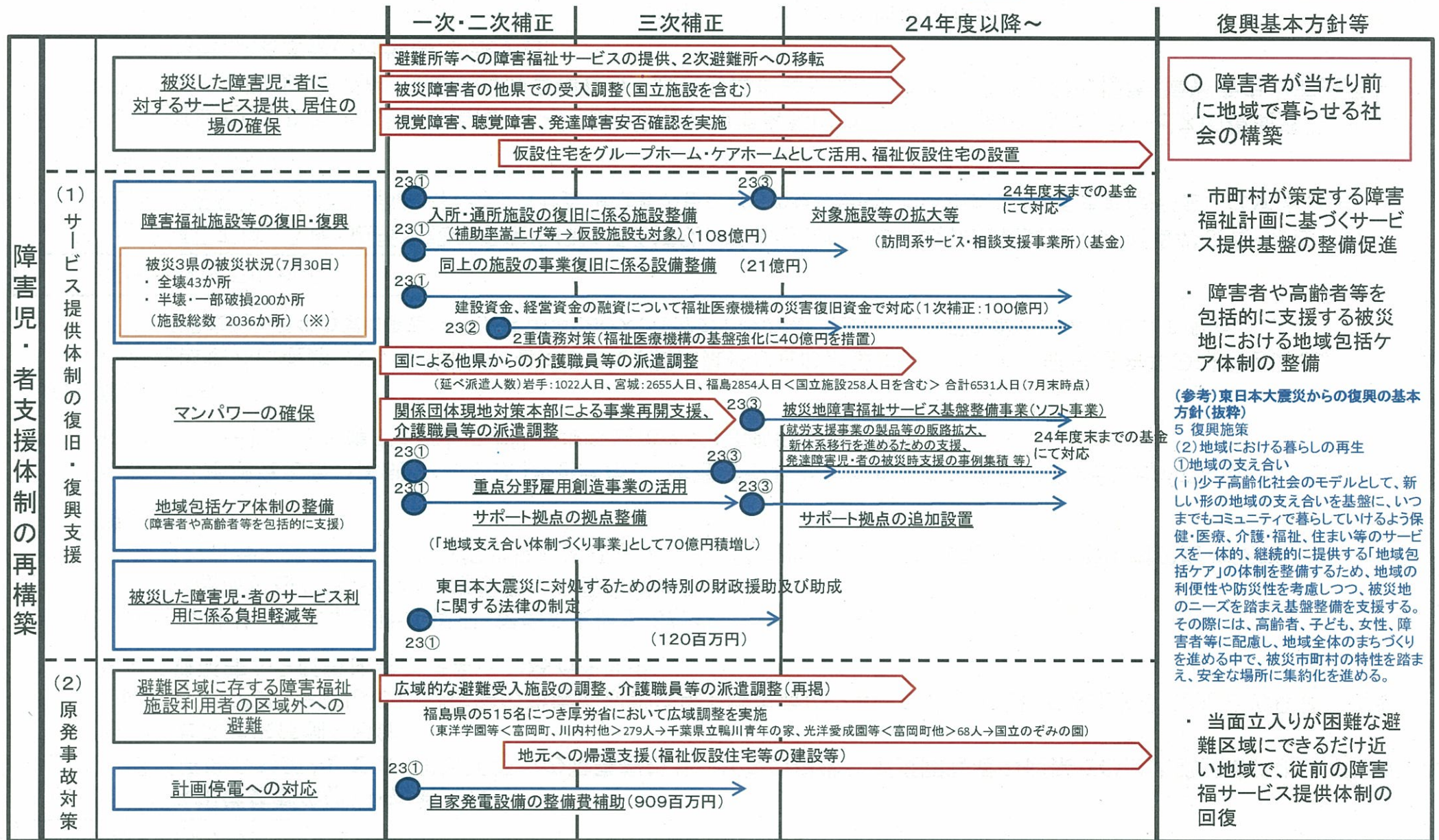
- (1)「絆」の構築・再生:被災地において、「絆やつながり」を持続することができるよう、応急仮設住宅等における孤立化防止、コミュニティの再生支援、に資する取組を行う。具体的には、応急仮設住宅等における生活環境も含め、住民ニーズの把握及びサービス提供、必要に応じたパーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築、関係者間の総合調整など、地域支援の仕組みによる社会的包摂を進めるための市町村の取組を支援する。
- (2)福祉基盤の整備:まずは、被災した社会福祉施設等の早期復旧を支援し、当面の福祉基盤を確保するとともに、今後は、地域の復興計画に合わせて、地域包括ケア体制の構築という観点から、被災地域における社会福祉施設等の整備を支援していく。その際、社会福祉施設等の防災機能強化を図り、災害に強いまちづくりを進める。また、福祉施設等の整備に併せて、福祉の担い手となるマンパワーを育成・確保していくための施策を講じていく。

補正予算等での対応

- 一次補正・二次補正では、社会福祉施設等の復旧を支援するための補助率の嵩上げ、(独)福祉医療機構による無利子融資や融資率の引き上げ、返済猶予・償還期間の延長など社会福祉施設の復旧を進めていくための対策を講じた。
- ★○ 三次補正では、社会福祉施設等の防災機能の強化を図るとともに、被災地での就業を志す介護福祉士養成施設等の学生に対する支援(修学資金の貸与)を強化していくこと等により、マンパワーの確保を進めていく。
また、「絆」の構築・再生に向けて、被災地において、パーソナルサポート的な支援の導入、見守り等の支援体制の構築などについて、「絆」再生事業の拡充で対応し、さらに、被災した生活保護受給者の日常生活全般に渡る支援を行うため、外部委託等により「生活再建サポーター(仮称)」を設置する。

障害児・者支援の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
 予算措置以外
 予算措置
 (23…23年度当初、24…24年度当初、
 23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)



※ ・全壊43か所の内訳
 ・半壊・一部破損200か所の内訳
 (施設総数) 2036か所

居住サービス 13か所	児童・通所サービス 21か所	訪問系サービス・相談支援 9か所
居住サービス 66か所	児童・通所サービス 110か所	訪問系サービス・相談支援 24か所
居住サービス 607か所	児童・通所サービス 700か所	訪問系サービス・相談支援 729か所

障害児・者支援の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

(1) サービス提供体制の復旧・復興支援

- 震災直後の対応としては、避難所等への障害福祉サービスの提供や被災障害者の他県での受入調整等により、障害福祉サービス提供体制を確保。
次に、バリアフリー対応の仮設住宅の設置や仮設住宅を障害者のグループホームとして活用することなどの取組を進め、2次避難所等から仮設住宅や居宅への移行を促進。
- 障害福祉サービス事業所の復旧・復興を支援するため、
 - ・ 入所・通所施設の復旧に係る施設整備の国庫補助率引上げ
 - ・ 障害福祉サービスの利用者負担や施設入所者の食費・居住費の自己負担の免除を行う市町村の財政支援等を実施。
- また、「地域支え合い体制づくり事業」等を活用し、障害者や高齢者等が地域で暮らし続けることができるよう仮設住宅地に「サポート拠点」を整備するなどにより、「地域包括ケア」体制の整備を推進。

(2) 原発事故対策

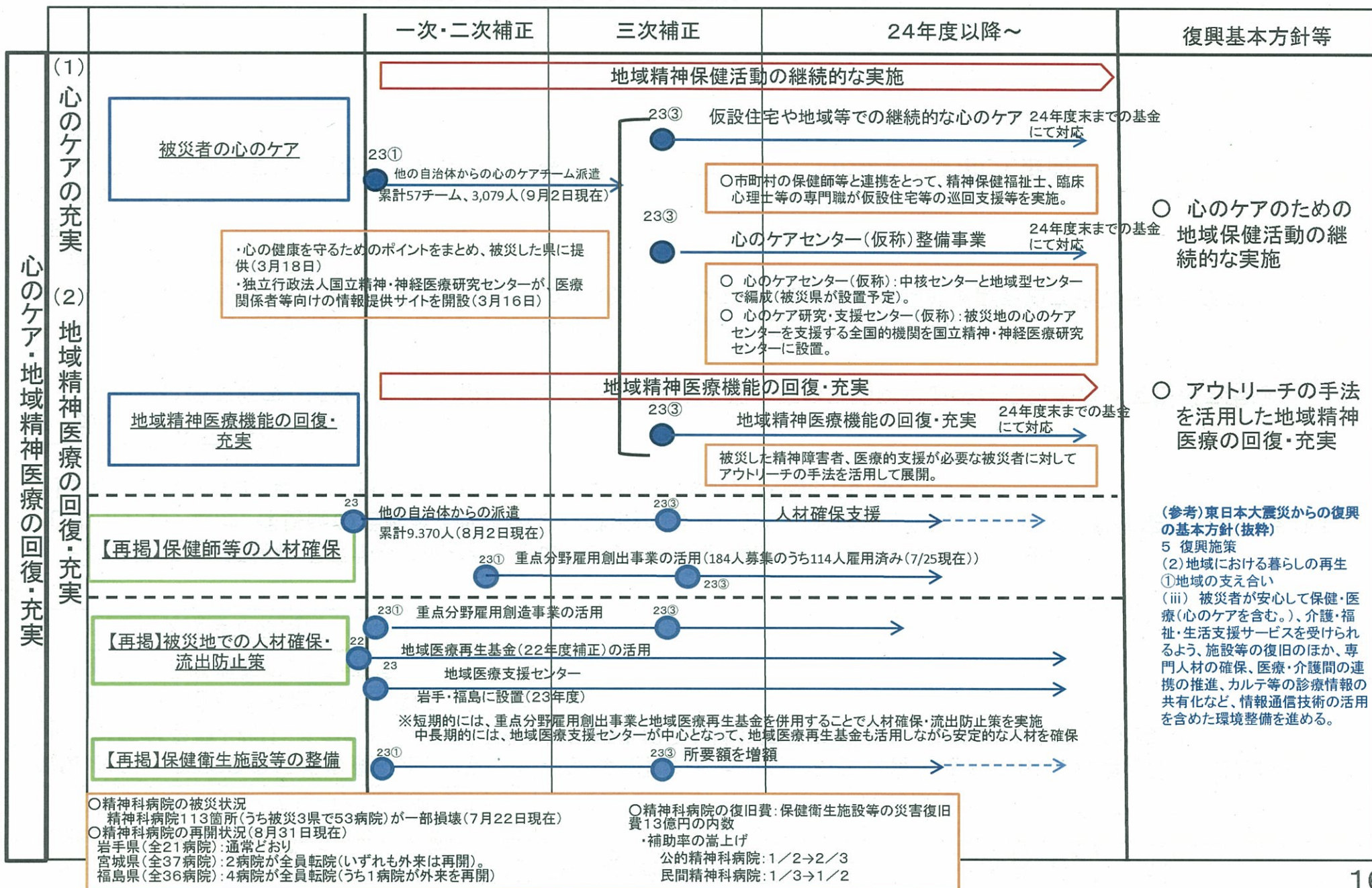
- 避難区域外に避難している障害児・者について、特に県外からの帰還に向けて、福祉仮設住宅等の設置を促進。
(千葉県立鴨川青年の家に避難中:東洋学園等280人、国立のぞみの園に避難中:光洋愛成園等68人(H23.08.22時点))

補正予算等での対応

- 一次補正では、入所・通所施設の事業復旧に係る補助、障害福祉サービスの利用者負担や入所者の食費・居住費の自己負担を免除する等の措置を行った。(食費・居住費の自己負担の免除措置については、当初8月末までを予定していたが、9月以降も当面、実施。)
- ★ ○ 三次補正では、以下のことを重点に、入所・通所施設の復旧事業について対象施設の拡大、サービスの復興支援(ソフト事業)に対する助成、効果的・効率的な障害福祉サービスの再構築を進めるために必要な財政措置(障害者自立支援臨時特例交付金による基金の積増等)を講ずる。
 - ① 日中活動の場、就労の場を確保するための障害福祉サービス事業所の復興支援
 - ② 平成24年3月末の期限までに新体系移行を完遂するための支援(障害者自立支援法、児童福祉法による新体系サービス移行)
 - ③ 発達障害児・者に関する被災時の支援ノウハウの集積及び情報発信

心のケア・地域精神医療の充実に向けた施策のロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
 予算措置以外
 予算措置
 (23...23年度当初、24...24年度当初、
 23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)



心のケア・地域精神医療の充実に向けた施策の方針

地域保健(心のケアを含む)の考え方

被災地では、PTSDの症状の長期化、生活への不安等も重なり、うつ病や不安障害が増大することが考えられることから、中長期的な対応が必要となり、そのための地域精神保健医療を担う人材の確保等が必要。具体的には以下のとおり。

- ① 地域精神保健活動の継続的な実施
- ② 地域精神医療機能の回復・充実

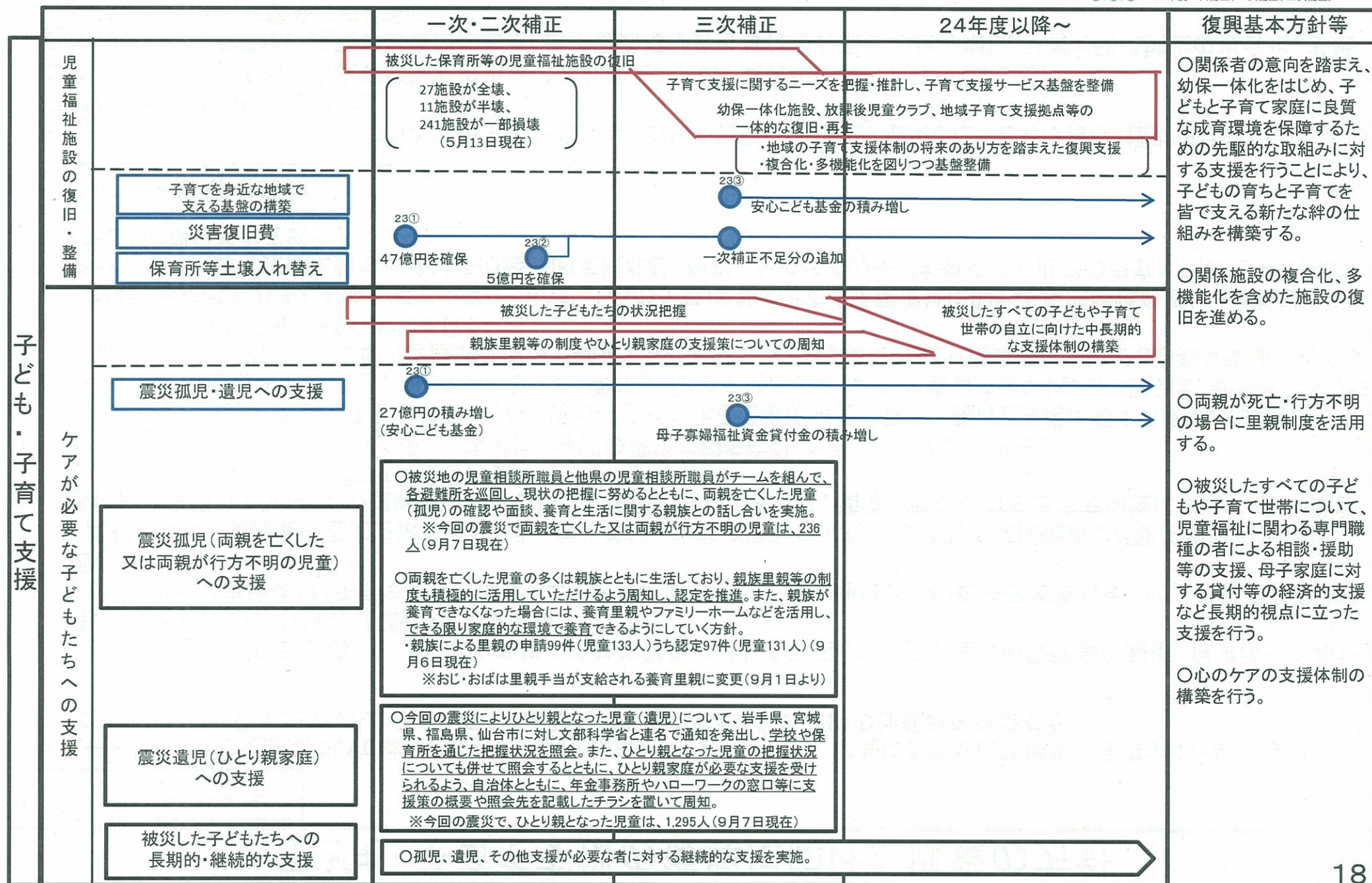
補正予算等での対応



- ・ 一次補正では、精神科医等から構成される心のケアチームを全国から派遣した。(災害救助法)
心のケアチームは、保健師の活動等と連携を取って避難所等を巡回して支援を行うほか、自宅や仮設住宅への訪問支援を行っている。(平成23年9月2日現在、累計57チーム、3,079人が活動している。)
 - ・ 三次補正では、①として
 - 仮設住宅や地域等での継続的な心のケア
 - ・ 市町村の保健師等と連携をとって、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職が仮設住宅等の巡回支援等を実施。
 - 心のケアセンター(仮称)整備事業
 - ・ 心のケアセンター(仮称): 中核センターと地域型センターで編成(被災県が設置予定)
 - ・ 心のケア研究・支援センター(仮称): 被災地の心のケアセンターを支援する全国的機関を独立行政法人国立精神・神経医療研究センターに設置
 - を、②として
 - 震災対応アウトリーチ
 - ・ 被災した精神障害者、医療的支援が必要な被災者に対してアウトリーチの手法を活用して展開。
- を予定している。

子ども・子育て支援の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標 予算措置以外
 予算措置 (23...23年度当初、24...24年度当初、
 23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)



子ども・子育て支援の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

子ども・子育て支援については、関係者の意向を踏まえ、子どもと子育て家庭に良質な成育環境を保障するための取り組みに対する支援を行うことにより、子どもの育ちと子育てを皆で支える新たな絆の仕組みを構築する。

- (1) 児童福祉施設の復旧・整備：まずは小学校や福祉施設等の敷地を活用した保育所等の仮設園舎の整備、保育所等の復旧等により、被災した児童福祉施設の復旧を図る。

次に被災地(自治体)が子育て支援に関するニーズを把握・推計し、被災地(自治体)の子育て支援サービスの基盤の整備を図る。

具体的には、関係者の意向を踏まえ、幼保一体化施設、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点など関係施設の複合化、多機能化を図るような形での復興を目指すこととし、復興の主体である県、関係市町村の打ち出す方向性について、国が助言し、調整を進めるとともに、財政支援を行う。

- (2) ケアが必要な子どもたちへの支援：まずは、今回の震災で親を亡くした子どもの状況を把握。

両親が死亡・行方不明の子どもについては、児童相談所による児童の確認や面談、養育と生活に関する親族との話し合いを実施し、親族里親等の制度を活用してもらえよう周知し、認定を推進する。親族が養育できなくなった場合は、養育里親やファミリーホームなどを活用し、できる限り家庭的な環境で養育できるようにしていく。また、ひとり親家庭についても必要な支援を受けられるよう、支援策の概要等の周知を行う。

被災したすべての子どもや子育て世帯について、「心のケア」を始めとする児童福祉に関わる専門職種の者による相談・援助を行う。また、母子家庭に対する貸付等の経済的支援など、被災したすべての子どもや子育て世帯の自立に向けた中長期的な支援体制の構築を図る。

補正予算等での対応

- 一次補正では、児童福祉施設等の災害復旧のため、約47億円を確保した。また、被災した子どもの相談・援助を目的として、安心子ども基金を27億円積み増した。
- 二次補正では、児童福祉施設等の園庭の土壌の入れ替えのため、災害復旧費を5億円確保した。
- 三次補正では、児童福祉施設等の復旧に加え、母子寡婦福祉資金貸付金の原資の積み増し、子育て関係施設の複合化、多機能化に対する財政支援等に取り組む。

雇用の復興に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標

雇用対策	震災直後の対応	1次補正	3次補正以降	復興基本方針等
「日本はひとつ」しごとプロジェクト	フェーズ1とりまとめ	フェーズ2とりまとめ	フェーズ3とりまとめ	
雇用の維持支援	雇用保険の特例の実施や雇用調整助成金の特例による企業の雇用維持を支援			○雇用の維持・生活の安定を政府を挙げて推進。
	雇用保険の特例 (3/12~)	延長給付をさらに60日延長する特例措置を実施	引き続き実施	
雇用機会の確保	雇用調整助成金の特例 (3/17~)	支給限度日数の特例等(これまでの支給日数にかかわらず最大300日)	引き続き実施	○雇用保険の受給資格決定件数】 3~7月 94,393件 【雇用調整助成金に関する休業等実施計画届け受理状況】 7月3,471事業所 81,205人 (いずれも被災三県の合計)
	当時は雇用創出基金事業等によりつなぎ雇用を確保	基金の積み増し	更なる積み増し・延長	
マッチング支援	つなぎ雇用の確保	雇用創出基金事業の要件緩和(4/5~)	復旧事業を含め引き続き実施	○復旧・復興事業等による確実な雇用創出。 ○新たな雇用機会創出のため、雇用創出基金を活用するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、産業政策と一体となった雇用面での支援を実施。 ○第一次産業等の生涯現役で年齢にかかわらず働き続けられる雇用や就労のシステムを活用した全員参加型・世代継承型の先進的な雇用復興、兼業による安定的な就労を通じた所得機会の確保等を支援。 ○若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保。
	本格的な雇用復興	【雇用創出基金事業】 (9月2日現在)(いずれも被災三県の合計) 雇用見込み 32,000人 求人数 20,053人 雇用実績 14,431人	産業振興と一体となった本格的な安定雇用の確保(被災地雇用復興総合プログラム) ○事業復興型雇用創出事業(仮称) ○生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業(仮称)	
職業訓練	避難所等へ出張相談	仮設住宅へ出張相談	雇用創出基金事業等も含めた就職支援を実施	○被災した方々の新たな就職に向けた支援を政府を挙げて推進。 ○若者・女性・高齢者・障害者を含む雇用機会を被災地域で確保。
	新卒者・既卒者支援	「学生等震災特別相談窓口」の設置 既卒者対象奨励金の拡充	被災者雇用開発助成金の創設	
実施体制の整備	障害者支援	地域障害者職業センターに「特別相談窓口」を設置	ジョブサポーターの増員	【ハローワークによる就職件数】 3~7月 60,139件 (被災三県の合計)
	当面の復旧ニーズや震災後の産業構造を踏まえた職業訓練等を実施	特別訓練コース(建設機械の運転等)の設定(4/5~)	被災地新卒者を対象とした面接会の開催 既卒者対象奨励金の期間延長	
職業訓練	被災者雇用開発助成金の創設	被災者雇用開発助成金の創設	被災者雇用開発助成金の創設	○被災地における当面の復旧事業に係る人材のニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、介護や環境・エネルギー、観光分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員の拡充等を実施。
	ジョブサポーターの増員	ジョブサポーターの増員	ジョブサポーターの増員	
実施体制の整備	地域障害者職業センターによる避難所等への訪問相談	地域障害者職業センターによる避難所等への訪問相談	地域障害者職業センターによる避難所等への訪問相談	○雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を実施。
	全国規模の応援	全国規模の応援	全国規模の応援	
実施体制の整備	ハローワークの機能・体制の強化	ハローワークの機能・体制の強化	ハローワークの機能・体制の強化	○雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を実施。
	ハローワークの職員の応援派遣など機能・体制の強化	ハローワークの職員の応援派遣など機能・体制の強化	ハローワークの職員の応援派遣など機能・体制の強化	

雇用の復興に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

- (1)雇用の維持支援:現在実施している雇用保険の離職要件の緩和や失業給付期間の延長等や雇用調整助成金の特例により、企業の雇用維持努力への支援を行い、被災者の生活の安定を図る。
- (2)雇用機会の確保:当面の雇用機会創出のため、雇用創出基金事業を積極的に活用するとともに、被災地の本格的な雇用復興を図るため産業政策と一体となった雇用面での支援を実施する。
- (3)マッチング支援:全国ネットのハローワークを活用し「日本はひとつ」しごと協議会などを通じ、求人確保や求職者の特性に応じたきめ細かい就職支援を実現する。
- (4)職業訓練:当面の復旧ニーズや震災後の産業構造を踏まえた職業訓練等を実施する。
- (5)実施体制の整備:雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。

補正予算等での対応

- 震災直後の被災者への雇用維持・生活支援については、迅速・適格に対応を行った。
職業訓練については、被災者向けの特別コース(建設機械の運転等)の設定を行うなど、機動的に拡充・実施した。
- 一次補正では雇用保険の延長給付の拡充や、雇用調整助成金の特例措置を行い被災者の生活の安定を図るとともに、雇用創出基金事業の基金を積み増し、また被災者を雇い入れた事業主への助成制度を創設し、被災者の当面の雇用を確保する取組を行った。また、被災地域の離職者等に対する建設関連分野(建築設備・電気設備等)をはじめとした公共職業訓練の定員の拡充や、被災した訓練施設の復旧を図っているところ。
- ★○ 三次補正では被災者のつなぎ雇用を確保するとともに、被災地域の本格的な雇用復興を図るため、「事業復興型雇用創出事業(仮称)」による産業施策と一体となった雇用面での支援を行うとともに、「生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業(仮称)」により、生涯現役で年齢に関わりなく働ける雇用や就労システム等を活用した全員参加型・世代継承型の先導的な雇用復興を支援し、若者、女性、高齢者、障害者の雇用機会を確保する。
また雇用対策をより効果的なものとするため、被災地域におけるハローワーク等の機能・体制の強化等を行う。さらに、障害者就業・生活支援センターや地域障害者職業センターの機能強化による支援の充実などにより、障害者雇用対策の拡充を行う。
被災地における当面の復旧事業に係る人材ニーズや、震災後の産業構造を踏まえ、環境・エネルギー分野等の成長分野における職業訓練の実施や、訓練定員等の拡充、復興に資する産業分野の中核人材を育成する事業主への支援、事業主が行う職業訓練への支援の拡充を行う。

労働者の労働条件・安全衛生等の確保に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
 予算措置以外
 予算措置 (23...23年度当初、24...24年度当初、
 23①、②、③...23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		震災直後の対応	一次補正	二次補正	三次補正以降	復興基本方針等
労働者の安全衛生確保	(1)		復旧・復興工事における労働者の安全対策・災害防止対策の推進			○復旧・復興工事における労働災害の防止
		2011.04~ 現場パトロール(8月23日時点で延べ417現場実施済)、監督・指導の実施	23① 被災3県で安全衛生に関する相談・教育等の支援		23③ 監督署等の体制整備	○被災地におけるアスベストばく露防止対策の推進
	安全衛生監督・指導		2011.06~ 地域ごとの安全衛生協議体制、安全衛生教育の徹底等を検討			
	安全衛生専門家による支援 (官民一体となった労働災害防止徹底) 東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部		23① 石綿点検指導員の新規配置等			
労働者の労働条件・安全衛生等の確保	(2)		労災保険給付の請求促進及び迅速な労災保険給付の実施			○仕事中に地震や津波により負傷又は死亡した場合、労災保険の対象となることの周知広報を行い、更なる請求促進を図るとともに、迅速な処理を行う。
		2011.03~ 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする等	2011.05 行方不明者について、地震発生日から3か月経過後に、遺族(補償)給付等を速やかに支給できるよう法的措置(震災特別法)		2011.08 震災に伴う保険給付は、労災保険率等の算定(メリット制)に反映させない(省令改正)	
	労災保険の特例措置		2011.03~ 全国の労働局からの応援職員の出遣、労災保険相談員の新規配置等		23③ 監督署等の体制整備	
	全国的労働局からの応援体制の構築等	2011.03~ 事業場を通じた請求勧奨、公共団体等への周知要請、地元TV・FM放送局への周知依頼等	23① 毎週1回の新聞広告・インターネットバナー広告(7月3日から8週間)。リーフレット・ポスターの作成・配布。			
労働保険料	(3)		周知・広報、相談対応及び円滑な手続の実施			○労働保険料等に係る特例措置の十分な周知や丁寧な説明を行い、引き続き円滑に実施する。
		2011.03~ 特例措置の実施及びその周知・広報 (青森・茨城は23年7月29日まで、岩手・宮城・福島のうち一部地域は23年9月30日まで延長。その他の地域は改めて告示するまで延長)	最大で24年2月29日までの賃金に関する労働保険料等を免除(震災特別法)			
	労働保険料等免除の特例措置	2011.03~ 申請により最大で1年間猶予される	23① 労働保険料等に係る特例措置につき、相談員による相談体制を強化			
	労働保険料等の納付期限の延長・納付の猶予					
労働者の労働条件・安全衛生等の確保						
	相談体制の強化					

労働者の労働条件・安全衛生等の確保に向けた施策ロードマップ

分野・段階ごとの達成目標
予算措置以外
予算措置
(23…23年度当初、24…24年度当初、23①、②、③…23年度一次補正、二次補正、三次補正)

		震災直後の対応	一次補正	二次補正	三次補正以降	復興基本方針等
労働者の労働条件・安全衛生等の確保	(4) 未払賃金立替払事業	申請手続の簡略化 請求促進・迅速な支払 必要な原資の確保	被災労働者等への周知・申請促進 2011.03～ 震災の直接的な被害(原発による避難含む。)を受けた者が対象 2011.03～ 避難所等への出張相談、公共団体等への周知要請、地元TV・FM放送局への周知依頼等 23① 毎週1回の新聞広告・インターネットバナー広告(7月3日から8週間)。リーフレット・ポスターの作成・配布。 23① 避難所等へ赴き周知・申請促進を行うコンサルタントの配置や、立替払業務処理を行う調査員の増置 23① 未払賃金立替払事業費補助金として約149億円を増額	迅速な処理及び支払		○被災に伴う企業倒産に対応した未払賃金立替払の請求促進、迅速な支払
	(5) 緊急作業従事者の健康管理の強化・管理体制の確立	長期的な健康管理 熱中症対策、臨時健康診断の実施指導 被ばく線量管理、作業届の確認	東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策 2011.06～ データベースの項目等の検討・とりまとめ 23② 臨時健康診断の実施指導 熱中症対策の徹底指導 内部被ばくを含めた被ばく線量管理の徹底 事前に作業届を提出させて、労働者の被ばく線量管理等を確認	データベースのシステム開発 23③	2012.01～ データベースの本格運用開始 23③	○原子力発電所の労働者の健康診断を徹底するとともに、被ばく線量等をデータベース化するなど長期的な健康管理を行う。 ○臨時の健康診断の実施、熱中症予防対策の徹底
	(6) 夏の節電に向けた労使の取組	労働局・労働基準監督署における相談対応 労働時間制度等の変更手続等の周知	労使からの相談への対応、労働時間制度等の変更手続等の周知 2011.05～09 節電対策緊急労働相談窓口の開設 2011.05～ パンフレット、Q&Aを作成し・公表し、労使に周知	今後の政府の電力需給対策の方針や今夏の労使の取組状況を踏まえ、必要に応じ、今後の対応を検討		○節電に伴う働き方・休み方の見直しに向けた労使の取組を支援

労働者の労働条件・安全衛生確保に向けた施策の方針

分野ごとの考え方

- (1) 労働者の安全衛生の確保: 今後、本格化する震災復旧・復興工事では、様々な工事が短期間で大量に見込まれ、震災で職を失った被災者などが建設業に新たに就業することが予想されるため、安全パトロールの実施や専門家による技術的支援を行う等により、労働者の安全衛生の確保に万全を期す。
- (2) 労災保険給付: 避難所を通じた周知に加え、事業場等を通じた請求勧奨、新聞広告、テレビ、ラジオを活用した周知広報、市町村等との連携による取組、仮設住宅等を通じた請求促進等を行い、請求の更なる促進を図る。
- (3) 労働保険料免除等: 労働保険料等に係る特例措置の十分な周知・広報を引き続き行うとともに、特例措置に係る相談体制を強化し、手続について円滑に実施する。
- (4) 未払賃金立替払事業: 震災により申請が困難な労働者等の申請負担を軽減させるとともに、迅速な支払を行う。また、制度等の不知により救済がなされない労働者等が生じないように対応を行う。
- (5) 原発作業員の健康: 東電福島第一原発の緊急作業従事者の被ばく線量管理、臨時の健康診断の実施、熱中症予防対策の徹底を図るとともに、離職後も含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを構築し、長期的な健康管理を行う。
- (6) 労使による節電対応への支援: 節電に伴う働き方・休み方の見直しに向けた労使の取組を支援する。

補正予算での対応

○一次補正では、

- ・労働者の安全衛生確保について、安全衛生に関する専門的支援の拠点開設や、石綿点検指導員の増員等を実施。
- ・労災保険給付について、被災労働者及びその遺族に対して、仕事中に地震や津波により負傷又は死亡した場合には、労災保険の対象となることの周知広報や窓口の応援体制を構築。
- ・労働保険料等に係る免除等の特例措置に関して、相談員の増員による相談体制を強化。
- ・未払賃金立替払事業について、原資となる補助金を増額するとともに、制度の周知や申請促進体制の充実・強化。

○二次補正では、緊急作業従事者の長期的な健康管理のためのデータベースのシステム開発を行う。

- ★○三次補正では、労働者の健康障害・労働災害防止の徹底及び迅速な労災保険給付の実施等のため、監督署等の体制整備を行うとともに、データベースの運用を開始。

